

CO₂ゼロエミッション技術支援事業の運用について

CO₂ゼロエミッション技術支援事業を実施するにあたり、CO₂ゼロエミッション技術支援事業実施要領（以下「要領」という。）第11に基づき、以下のとおり定める。

1 緑肥作物栽培支援

(1) 事業着手日について

本事業は緑肥作物栽培に対して補助を行う事業であることから、事業の着手日については緑肥作物種子のは種日とする。

(2) 補助金の対象となる緑肥作物種子について

CO₂ゼロエミッション技術支援事業補助金交付要綱第2条の別表1に記載がある補助金の対象となる緑肥作物種子について、購入時期は問わないものとする。

(3) 緑肥作物種子のは種量について

購入する緑肥作物種子のパッケージや種苗会社のHPには種量の記載があるものについては、その目安量の8割以上をは種することとする。ただし、地域での技術資料等、別に基準がある場合はそれに準ずる。いずれにも該当しない場合は、別記1に定める量の8割以上をは種するものとする。表に定めがない場合は、緑肥作物の特性を基に、環境農業推進課が判断する。

(4) 緑肥作物の栽培期間について

緑肥作物の栽培期間については、提出書類の栽培計画書及び統一栽培歴に定めがある場合は、それに基づき栽培を行う。定めがない場合は、緑肥作物のすき込みによる土づくり効果が十分に得られるよう、栽培を行う。

(5) 事業完了について

実績報告予定の全ほ場について、(1)もしくは(2)となった時点を事業完了とする。

ア 緑肥作物すき込み後に作付作物を栽培する場合は、対象ほ場において作付作物を、県が定める化学肥料・化学合成農薬の使用量の2分の1以下で栽培していることを産地責任者が確認した時点。

イ 作付作物を栽培した後に緑肥作物を栽培する場合は、対象ほ場において、緑肥作物のすき込みが完了した時点。

県は、必要に応じて作付作物の栽培履歴について提出を求め、県が定める化学肥料・化学合成農薬の使用量の2分の1以下で栽培されていることについて確認を行う。

2 バイオ炭施用支援

(1) 事業着手日について

本事業はバイオ炭施用に対して補助を行う事業であることから、事業の着手日についてはバイオ炭の施用日とする。

(2) 施用するバイオ炭の量及び品質について

千葉県環境負荷低減事業活動（農業分野）の実施に関する計画認定要領第4の2の規定に基づき定められた認定基準に準ずる。（燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350℃超の温度で加熱されたものを50kg/10a以上あるいは500L/10a）。

(3) 事業完了について

ほ場へのバイオ炭施用が完了した時点を事業完了とする。

附則

この通知は、令和4年4月22日より施行する。

附則

この通知は、令和4年6月23日より施行する。

附則

この通知は、令和5年4月13日より施行する。

附則

この通知は、令和6年4月11日より施行する。

別記1

緑肥作物	は種量	
マリーゴールド	1 L/10a (条播)	2 dl/10a (移植)
エンバク	4 kg/10a (条播)	8 kg/10a (散播)
スーダングラス	4 kg/10a (条播)	5 kg/10a (散播)
ソルガム	4 kg/10a (条播)	5 kg/10a (散播)
ギニアグラス	0.2kg/10a (条播)	1 kg/10a (散播)
クロタラリア・ユンシア	4 kg/10a (条播)	7 kg/10a (散播)
クロタラリア・スペクタビリス	4 kg/10a (条播)	5 kg/10a (散播)
ライ麦	3 kg/10a (条播)	6 kg/10a (散播)
緑肥用ヒマワリ	1.2kg/10a	